

谷崎潤一郎記念館からのお知らせ

問い合わせ 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852(〒659-0052 伊勢町12-15)

谷崎潤一郎賞受賞記念特別講演会

わが国文学界で権威ある賞として知られる谷崎潤一郎賞(中央公論新社)の第40回受賞者に、堀江敏幸氏が決定しました。受賞作品は「雪沼とその周辺」(新潮社刊)です。

谷崎潤一郎記念館があり、谷崎ゆかりの本市に受賞者をお招きし、下記のとおり特別講演会を開催します。

この事業は、本市が中央公論新社・読売新聞大阪本社と提携を図り、関西から発信をする文化事業として実施するものです。



堀江 敏幸氏
昭和39(1964)年、岐阜県生まれ。早稲田大学卒業。東京大学大学院博士課程中退。現在作家、明治大学教授(フランス文学)。

日時 11月18日(木)午後2時～3時30分(開場1時30分)
会場 ルナ・ホール
演題 「余りに非文芸的な」
講師 第40回谷崎潤一郎賞受賞作家・堀江敏幸氏
定員 600人(要整理券)
申し込み 10月29日(金)＜必着＞までに、往復はがき(1枚で1人)に、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、上記「記念講演会係」へ。応募多数の場合は抽選し、結果については返信用はがきで通知します。

常設展「谷崎潤一郎・人と作品」/企画コーナー「**歌々板画巻**」
＜谷崎潤一郎・歌 棟方志功・板＞

企画コーナーでは、**棟方志功**が谷崎潤一郎の和歌を板画にした「歌々板画巻(うたうたはんがさく)」を展示。



わがも「吾妹の欄」棟方志功 1957年《歌々板画巻》より 谷崎潤一郎記念館・蔵

常設展では、谷崎潤一郎の生涯と作品を、原稿、書簡、初版本、写真などで紹介します。

会期 10月23日～12月5日＜月曜休館＞ 午前10時～午後5時(入館は4時30分まで)
10月18日～22日は、展示替えのため休館します。
観覧料 一般300円・大高生200円・中学生以下無料

子どもの居場所づくり推進事業 子どもの居場所フォーラム

日時 10月30日(土)午前10時～11時30分
会場 市民センター音楽室
内容 講演と手遊び・じゃんけんなどの遊びを体験
講演 「あそびは、子どものエネルギー」
講師 兵庫県子ども会連合会事務局長・速水順一郎氏
定員 40人＜一時保育(2歳～就学前の幼児)あり＞
申し込み 10月25日(月)までに、住所・氏名・電話(ファクス)番号、一時保育希望のかたは幼児の名前・生年月日を明記し、ファクスで下記へ

今回は、平成17年1月29日(土)に開催の予定です。
問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091/FAX38-2089

歴史散歩 63

今も残る戦前の面影 16

国道2号・宮川に架かる「打出橋」

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

かつて、芦屋には京都へつながる西国街道や大阪へつながる浜街道が通っていました。

幅30m、総延長三・五kmのアスファルト舗装のものでした。工事予算総額千二百四十八万円を投じて建設され、東洋一の大道として注目されました。

芦屋市内で、国道に架かっている橋は二カ所あります。一つは芦屋川に架かる「業平橋」

(広報七九「宮川」)もう一つが宮川に架かる「打出橋」です。

この打出橋は、総額一萬八千四百三十円を計上し、県直営で

施工され大正十五年三月に竣工しました。

その国道は阪神間を一直線で結び、

大正15年・竣工近い「打出橋」

橋の長さは約七・三mと、業平橋の長さ比べると四分の一しかない小さな橋です。しかし、構造は業平橋(大林組施工)と同様の頑丈な鉄筋コンクリート造で、昭和十三年の阪神大水害、同二十年の空襲、同二十五年のジェーン台風、そして平成七年の阪神・淡路大震災などにも耐え抜いてきた橋です。橋の四隅には珍しい照明もつけられ、欄干は鋳物でSの字を横にしたような装飾が付けられています。

業平橋や打出橋、そして西宮の夙川に架かる上夙川橋(水野組施工)、神戸の住吉川橋(細野組施工)をみても、それぞれに欄干の装飾、橋のかたちが異なります。当時の技術者の技とこだわりが、感じ取られます。

ファミリー・サポート・センター 協会会員養成講座

養成講座を受講し、地域の子どもたちを自宅等で一時的に預かる活動(協会会員・有償)に参加してみませんか。性別、年齢は問いません。

日時 11月10日(水)午前9時30分～11時30分 12日(金)午前9時30分～11時30分
15日(月)午前9時30分～11時30分 17日(水)午前9時30分～午後0時30分
19日(金)午前9時30分～正午＜全5回＞
会場 福祉会館114室(市民センター別館1階)
定員 30人(就学前のお子さんの一時保育があります)
内容 子どもの絵本と遊び/子どもの健康と発達/子どもの食事と栄養/子どもの事故対処法(実技)/講演・子育て～変わるもの、変わらないもの/登録
講師 NPO法人 保育ネットワーク・ミルク理事長 小泉 雅子氏 ほか
申し込み 電話またはファクスで、住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、下記へ。一時保育を希望される場合は、子どもの氏名・生年月日・性別も明記。

問い合わせ
ファミリー・サポート・センター ☎25-0521/FAX25-0523
(業平町8-5 社会福祉協議会内)

すぐれた美術品の鑑賞機会を増やすために ～登録美術品制度～

登録美術品制度とは
世界的にすぐれた美術品を国が登録し、美術館において公開する制度です。所有者からの申請と専門家の意見に基づき文化庁長官が登録の可否を決めます。登録美術品は、所有者と美術館との間で結ばれる公開契約に基づき、5年以上の期間にわたって計画的に公開・管理されます。

登録された美術品をお預かりする美術館
登録美術品を公開できる美術館は、博物館法に規定する登録博物館または博物館相当施設のうちの美術品を公開および保存する施設に限られ、美術品の取り扱いや管理について十分な能力のあるところとす。

絵画や彫刻など、私たちの目を楽しませてくれる美術品。日本国内にはすぐれた美術品が数多くありますが、それらがすべて公開されているわけではありません。
平成10年12月、すぐれた美術品を鑑賞する機会を増やすため「登録美術品制度」ができました。

こんな美術品が対象になります
登録される美術品は、人類共通の財産ともいえるべき貴重な作品で、以下のいずれかの条件を満たしたものになります。
わが国の重要文化財や国宝に指定されている。
世界文化の見地から歴史上、芸術上または学術上特に優れた価値を有する、絵画・彫刻・工芸品・文字資料などです。

詳しくは、文化庁ホームページの「すぐれた美術品の鑑賞機会を増やす制度」をご覧ください。 <http://www.bunka.go.jp/>
文化庁文化財部美術学芸課美術館・歴史博物館室(☎03-5253-4111)

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432(伊勢町12-25)